

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和 6 年度第 3 回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和 7 年 2 月 19 日（水）午前 10 時 00 分～午前 10 時 50 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟 2 階 第 3 委員会室
4. 出席者氏名	（委 員）寺本博美（会長）、水谷勝美（会長代理）、高畑明弘、山本清己、庄司愛、先浦宏紀、砂子美由紀 （事務局）総務部長 池田 肇、職員課長 橋本尚由、職員課給与厚生係長 高山剛将
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事
答申（案）について
2. その他

議事録
別紙

令和 6 年度第 3 回特別職報酬等審議会議事録

令和 7 年 2 月 19 日 午前 10 時 00 分
市役所議会棟 2 階第 3 委員会室

【出席委員】 寺本会長、水谷会長代理、高畑委員、山本委員、庄司委員、先浦委員、砂子委員

【事務局】 池田総務部長、橋本職員課長、高山給与厚生係長

【議事録】

（事務局）定刻になりましたので、只今より、第 3 回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

本日の出席委員は 8 名中 7 名で、過半数の出席がありますので、本審議会条例第 5 条第 2 項の規定により本会議が成立していることを報告いたします。

それでは議事進行につきまして、会長、よろしくお願いします。

（会長）みなさん、こんにちは。それでは、さっそく議事を進めていきたいと思います。
まず、前回までの振り返りをいたします。

第 1 回目の審議会では、事務局から、他市との比較資料や、松阪市議会から提出のあった「松阪市議会議員定数等に関する意見書」などについての説明がありました。委員からも、地域の経済情勢等についてご説明いただきました。

それらを踏まえて、各委員の皆様から、お一人ずつご意見を賜ったところ、大まかな方向性として、新聞等々にも一部報道がありましたが、市長、副市長、教育長の給料、そして議長の報酬、ともに「引き上げるべき」ということで一致いたしました。

第 2 回目の審議会では、給料や報酬に対する具体的な引上げ幅、そして期末手当の支給率についてご審議いただきました。引上げ幅については、事務局が準備した 4 つの案、いわゆるたたき台を基に議論いただき、特に議員の報酬については、定数削減の影響を加味するべきといったご意見や、逆に定数削減は切り離して考えるべきといった相反する意見などございましたが、結果として市長等、議員ともに「令和 6 年人事院勧告にともなう国の指定職の給料表改定率である 1.1%」に準じるべきということで、意見をまとめさせていただきました。

また、期末手当の支給率について、ここ数年、市長等については、一般職の期末勤勉手当の支給率に、議員については、国の指定職の期末手当の支給率に準じて改正している経過もあることから、今回についても、それに準じる形で、市長等については 0.1 月分を引き上げて 4.6 月に、議員については、0.05 月分を引き上げて 3.45 月に、それぞれ改正すべき、ということで意見がまとまりました。

そして、改正時期については、これも例年同様、直近の 4 月 1 日から、今回でいえば令和 7 年 4 月 1 日からとすることで一致しました。

ここまでよかったでしょうか。

異議なしの声

（会長）そして、これまでの審議の経過を「答申書案」という形でまとめて、皆さんのお手元にお配りしています。本日の審議会は、この答申の内容について、ご意見をいただきたいと思いますのでよ

ろしく願ひいたします。

（委員）よろしいでしょうか。会長から説明がありましたように、第1回、第2回で審議をしてきた結果をこの答申案にまとめていただいていると思いますが、第2回の審議会終了後もずっと考えていたのですが、市長、副市長、教育長の改定については特に異論ありません。ただ、議員の報酬については、やはり定数削減の影響というものを多少なりとも考慮すべきなのではないかと思います。

（会長）その点については、第2回の審議会ですらそういうご意見があったことは皆さんも覚えていらっしゃるかと思います。ただ、結果として、1.1%の引上げでということで一旦はまとめさせてもらっているんで、再度議論を、ということでしたら他の委員の皆さんの意向を確認する必要があります。

（委員）第1回目、第2回目で一旦は審議したことで、それが無駄になってしまう気がします。

（会長）第1回目、第2回目の議論は決して無駄ではないと思います。ただ、今から再度議論をしようにも、判断材料に乏しいようにも思います。

（委員）県内でも多くの自治体が報酬等審議会を開催していますし、類似団体は分かりませんが、多少なりとも改定があるだろうと推測します。そういった改定後の状況、令和7年4月からの状況も判断材料のひとつとして、選挙までにもう一度検討するというのも方法のひとつかと思います。

（委員）事務局で答申案を作ってもらっていますが、それについては。

（事務局）お配りしているものはあくまでも“案”ですので、修正すること自体は問題ありません。ただ、これまで審議いただき経過は、それはそれで尊重すべきかと思います。

（委員）定数削減の条例改正は、市からのものではなく議会からのものだと思っています。自分達から身を切る思いで定数を減らしているということを思うと、もう少し引き上げてよいのでは、という気持ちもある。

（会長）資料1の25ページにある改定の経過を見てみると、今回1.1%の引上げとなった場合でも、議員の報酬は平成22年2月、ちょうど15年前の報酬の額と同じになりますので、ようやく戻ったとも読み取れる。また、資料4の全国市議会議長会の資料にある人口段階別にみた平均報酬月額と比較しても、松阪市はまだ差がある。ざっと数字を見ても低いとは言える。

報酬と定数はトレードオフで考えるべきではないとは言うものの、人数が減れば、一人当たりの負担が増えるのは当然のことです。議員の役割や業務の量、その内容についての対価が「報酬」ですので、業務の量が増えるから報酬を引き上げるということも、ひとつ理にかなった根拠にはなり得ます。現在の28人で4月から、と24人になった後とは、別で考えてみてもいいんじゃないか。

複数の委員から、議員の報酬については、もう少し引き上げてもいいんじゃないか、というような意見がございました。ただ、第1回目、第2回目で、すでにご議論いただいていますし、答申書案もこうしてほぼ形づくられています。

今回の答申は「令和7年4月1日から」という位置づけでしたらこれまでの議論も無駄にはなりませんし、皆様がもしよろしければ、議員定数が少なくなる7月の選挙までに、議員報酬については継続し

て審議する、ということを付け加える方法はいかがでしょうか。たとえば附帯意見という形で。
皆さんからご意見を伺いたと思います。委員いかがでしょうか。

（委員）住民自治協議会連合会からの意見としては、当初、議員定数を 8 名減する代わりに 1 割引き上げてはどうかという内容だった。蓋を開ければ 4 名減となったので、その半分、5%ぐらい引上げてもいいんじゃないかと。前回、定数が変わってから判断してもいいんじゃないかと意見したが、（選挙後の）8 月から変わるのであればそれでもよい。

（会長）ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

（委員）根拠らしい根拠が難しいと思いますが、反対はいたしません。ひとつの考えとして、議員定数は議員定数等在り方調査会の意見をもとに議会自身で定数を決められたのだから、報酬もこの答申を根拠に検討いただいて、議会から改正案を提出いただくのはどうなのでしょう。

（会長）どこが改正案を出すかということは抜きにして、議会としても審議会からの答申は尊重する、という意味をお持ちです。ずいぶん昔には、答申とは違った改正をされた時もあったようですが。委員いかがでしょうか。

（委員）私も反対はしません。当初から上げるべきと主張していました。定数削減は引上げの根拠にはならないという意見もありますが、それも一つの根拠かと思います。

（会長）ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

（委員）具体的な引上げ幅は難しいが、皆さんと同じような気持ちです。一般の企業ですと従業員が減れば、他の従業員にしわ寄せが行くのは当たり前です。議員定数等在り方調査会としても十分に議論されたうえで、24 人という人数が出されたと思います。これが適正かどうかという判断は難しいところはありますが。物価高騰は続いているのに、やっと 15 年前の報酬に戻るということも踏まえると、もう少し引き上げてよいのかなとも思います。

（会長）ありがとうございます。委員お願いします。

（委員）私も異論はございません。附帯意見という形で結構です。具体的な率については、分かりかねますが。これは事務局にお伺いしたほうがいいのか分かりませんが、議員定数等在り方調査会の意見書の中で、報酬は増額すべきという意見が出されているが、ここでの議論はどこまでのものなのか。物価上昇に関する影響なども考慮していると思うのですが、それ以上のことを含んで検討されたものなのか、トレードオフ関係にないということも書かれているので。

（会長）委員お願いします。

（委員）再度審議をするということなら、その方向で結構です。

（会長）ありがとうございました。皆さんのご意見を一通り伺った結果、中々、理由づけが難しいところもあるでしょうが、附帯意見をつけるということで答申に反映したいと思いますがよろしいでし

ようか。

異議なしの声

（会長）ありがとうございます。それではお配りしている答申案ですが、事務局で付帯意見をつける形のものにすぐ修正できますか。

（事務局）はい、修正してお配りいたします。少しお待ちください。

（事務局）10 時 45 分まで休憩とさせていただきます。申し訳ございません。

休憩後、答申案を配布

（事務局）大変お待たせしました。それでは、答申案について読み上げます。

答申案および審議経過について読上げ

（会長）それでは、改めて、この答申案の語句や言い回しなどについて、ご意見があれば頂戴したいと思います。何かご意見ございましたら。

（委員）市議会議員の選挙はいつか。

（事務局）参議院議員選挙と同日にするということで動いていますので、7 月 20 日になるかと思います。1 週間ほど前後する可能性もありますが。

（委員）新しい任期や定数は 8 月からか。

（総務部長）その通りです。

（会長）ありがとうございます。それでは、ほかにご意見なければ、これを答申として提出いたします。それでは進行を事務局に返します。

（事務局）ありがとうございました。答申書につきましては、2 月 21 日の金曜日に、会長から市長に提出する予定となっております。

なお、これまでの 3 回の審議会の議事録につきましては、準備が整い次第、松阪市のホームページ上に公表させていただく予定となっておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、継続して審議いただけるということで、委員の皆様には大変恐縮ですが、引き続きお願いしたいと思います。次回の会議の日程については、改めて調整させていただきます。

（総務部長）この度は、複数回にわたり慎重なご審議を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。世の中における賃上げの動向というのは、今後しばらくは続いていくものと思われ、難しい判断が必要となってくるところがございます。

また、継続審議となった議員の報酬につきましては、お忙しいところ恐縮ですが、引き続きご尽力

賜りたく存じます。本日はどうもありがとうございました。

（事務局）これを持ちまして、令和 6 年度の松阪市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。
お疲れ様でございました。

以上